

令和4年度の国際希少野生動植物種の指定等について

1. 種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の指定

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）においては、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）を国際希少野生動植物種に指定し、その譲渡し等を規制している（国内取引規制）。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、「ワシントン条約」という。）の附属書Ⅰ掲載種は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）において、国際希少野生動植物種として指定する。

2. ワシントン条約附属書改正を踏まえた種の保存法施行令改正

- 令和4年11月、パナマ（パナマシティ）において、ワシントン条約第19回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書Ⅰが改正された。これを受けて、国際希少野生動植物種の追加、削除等を行うため、施行令を改正する。
- ワシントン条約の改正附属書は、締約国会議終了（令和4年11月25日）から90日後の令和5年2月23日に発効予定。ワシントン条約による国際取引規制は外国為替及び外国貿易法によって担保されるが、種の保存法に基づく国内取引規制によって規制の実効性の確保を図るため、これらと同日に施行令を施行することとする。
- また、本締約国会議において採択された命名法に関する決議に基づき、一部の附属書既掲載種の分類が変更されたため、附属書Ⅰに準じて指定されている国際希少野生動植物種の分類及び学名等を見直す。

3. スケジュール（予定）

- 令和4年12月中旬、希少野生動植物種専門家科学委員会に施行令の改正内容について書面協議を行った上で、パブリックコメントを実施する。ワシントン条約改正附属書の発効に合わせ、令和5年2月23日に施行令を施行する。